

## 不審なショートメッセージやメールにご注意ください

(例)

税務署からの【未払い税金のお知らせ】

### e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

あなたの所得税（または延滞金（法律により計算した客動について、これまで自主的に納付されるよう催促してきましたが、まだ納付されていません。

もし最終期限までに納付がないときは、税法のきめるところにより、不動産、自動車などの登記登録財産や給料、売掛金などの債権などの差押処分に着手致します。

納税確認番号:\*\*\*\*8160

滞納金合計:40000円

納付期限: 2022/10/13

最終期限: 2022/10/13（支払期日の延長不可）

お支払いへ→ <https://www.nta.go.jp>

※ 本メールは、【e-Tax】国税電子申告・納税システム(イータックス)にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1（法人番号7000012050002）

Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

## 国税庁からのお知らせ

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁（国税局、税務署を含む）ではショートメッセージによる案内を送信しておりません。また、国税の納付を求める旨や、差し押さえの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信しておりません。

メールを開封せずに削除するなど、取り扱いには十分ご注意ください。